

答 申 書

(答申第120号)

令和2年10月15日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部公開決定をしたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和元年9月5日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求を行った。

福井県教育委員会が県内の各小・中・高・養護学校より収受した教員による性暴力（わいせつ行為およびセクシュアル・ハラスメント）に関する報告書および顛末書ならびに処分の有無および処分の内容がわかるもの全て（教職員間の性暴力を含む）

2000年から現在までのもの

2 実施機関の決定

実施機関は、令和元年10月4日付け教政第320号および学振第8089号により、次のとおり公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	(1) 職員事故発生届 (平成12年10月16日)	一部公開	・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長の氏名および印影 ・処分を受けた教諭の氏名および年齢	下記理由
	(2) 顛末書 (平成12年10月30日)	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長の氏名および印影 ・処分を受けた教諭の氏名、年齢および住所 ・生徒の所属する部活動名およびその特定につながる部分 ・処分を受けた教諭以外の教諭の氏名	下記理由
	(3) 懲戒処分書（平成12年11月2日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成12年11月2日）の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・生徒の所属する部活動名およびその特定につながる部分	下記理由
2	(1) 事件報告書 (平成13年5月1日)	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長の氏名および印影ならびにその教頭の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名、年齢、住所、家族構成ならびに過去の勤務先の名称および在職年数 ・生徒の住所	下記理由
	(2) 事件報告書 (平成13年5月14日)	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長の氏名および印影 ・処分を受けた教諭の氏名およびその特定につながる部分	下記理由
	(3) 事件報告書 (平成13年6月18日)	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長の氏名および印影 ・処分を受けた教諭の氏名	下記理由

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
2	(4) 懲戒処分書（平成13年10月10日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成13年10月10日）の写し	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・女子高校生の年齢 	下記理由
3	(1) 事故報告書（平成13年8月7日付け〇〇秘第10号）	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長の氏名および印影 ・処分を受けた教諭の氏名および年齢 ・生徒およびその保護者の氏名、生徒の所属する学年ならびに部活動名およびその特定につながる部分 	下記理由
	(2) 事故報告書（平成13年10月15日付け〇〇秘第11号）	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その特定につながる部分、その校長の氏名および印影ならびにその教頭の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名、住所、担当科目ならびに過去の勤務先の名称、その校長の氏名および当該勤務先を所管する教育委員会の教育長の氏名 ・生徒の氏名、所属する学年ならびに部活動名およびその特定につながる部分 ・処分を受けた教諭以外の教諭の氏名 ・PTA会長の氏名 ・処分を受けた教諭の勤務する学校以外の学校の名称およびその校長の氏名 	下記理由
	(3) 懲戒処分書（平成13年11月1日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成13年11月1日）の写し	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・生徒の所属する部活動名およびその特定につながる部分 	下記理由
4	(1) 事故報告書（平成13年10月11日付け〇〇秘第25号）	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長の氏名および印影 ・処分を受けた教諭の氏名、年齢および勤務歴 ・生徒の氏名、所属する学年、部活動名およびその特定につながる部分ならびに部活動での役職 ・現場附近見取図 	下記理由
	(2) 懲戒処分書（平成13年11月1日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成13年11月1日）の写し	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・生徒の所属する部活名 	下記理由
5	(1) 福井市〇〇小学校教諭〇〇〇〇によるわいせつ行為に係る事情聴取報告書（平成15年8月4日付け教学秘第34号）	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長、教頭および前校長の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名、生年月日、住所、採用年度、担任歴およびその家族に関する情報 ・生徒の通学する学校の名称ならびにその家族の年齢および職業 ・3枚目33行目12文字目から28文字目まで、34行目4文字目から16文字目まで ・処分を受けた教諭以外の教諭の氏名 ・生徒の小学校在学中の状況 	下記理由
	(2) 辞令（平成15年8月20日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成15年8月20日）の写し、訓告書（平成15年8月20日）の写し	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称およびその校長の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名 	下記理由

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
6	(1) 事件報告書 (平成16年2月16日)	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称およびその校長の印影 ・処分を受けた教諭の生年月日および経歴 ・生徒の氏名、所属する学年、組ならびに部活動名およびその特定につながる部分 ・生徒の母親の勤務先および職業 	下記理由
	(2) 辞令(平成16年3月23日)の写し、懲戒処分事由説明書(平成16年3月23日)の写し、訓告書(平成16年3月23日)の写し	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称 ・生徒の所属する学年ならびに部活動名およびその特定につながる部分 	下記理由
7	(1) 職員事故発生(わいせつ行為)報告 (平成16年5月27日付け〇〇中発秘第1号)	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長の氏名および印影ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称 ・処分を受けた教諭の氏名、年齢、担任する学年および経歴 ・事故発生場所 ・生徒の氏名、所属する学年および組、生年月日、年齢、住所ならびにその家族の氏名、職業、勤務先、生年月日および年齢 	下記理由
	(2) 職員事故発生(わいせつ行為)報告 (平成16年5月27日付け〇〇中発秘第0527001号)	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、当該学校を所管する教育委員会の名称ならびにその教育長の氏名および印影 ・処分を受けた教諭の氏名、年齢および経歴 ・事故発生場所 ・生徒の氏名、所属する学年、組および部活動名、生年月日、年齢、住所ならびに昨年所属した学級 ・処分を受けた教諭以外の教諭の氏名 	下記理由
	(3) 辞令(平成16年6月25日)の写し、懲戒処分事由説明書(平成16年6月25日)の写し、訓告書(平成16年6月25日)の写しおよび通知書(平成16年6月25日付け義教秘第61号)の写し	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長および教頭の氏名ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・事案の発生場所の所在地および名称 ・生徒の学年 	下記理由
8	辞令(平成17年6月10日)の写し、懲戒処分事由説明書(平成17年6月10日)の写しおよび通知書(平成17年6月10日付け学振秘第87号)の写し	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・懇親会を開催した学年部会の学年 ・女性の氏名および役職 	下記理由
9	(1) 教職員による不祥事報告書 (平成17年12月15日付け〇〇中発第1311号)	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長の氏名および印影、教頭の氏名ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称およびその教育長の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名、年齢および誕生日 ・生徒の氏名、所属する学年、組および部活動名、住所ならびにその保護者の氏名 ・処分を受けた教諭以外の教諭の氏名 	下記理由
	(2) 生徒に対する職員の不祥事について(報告) (平成17年12月16日付け〇学発第5820号)	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称およびその印影 ・処分を受けた教諭の氏名および年齢 ・生徒の氏名、所属する学年および部活動名 	下記理由

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
9	(3) 辞令（平成18年1月24日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成18年1月24日）の写しおよび通知書（平成18年1月24日付け義教秘第22号）の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長および教頭の氏名ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称 ・処分を受けた教諭の氏名	下記理由
10	(1) 教職員による不祥事報告書（平成20年7月9日付け鯖惜小発第524号）	公開		
	(2) 職員の不祥事について（報告）（平成20年7月10日付け鯖学発第2200号）	公開		
	(3) 懲戒処分書（平成20年8月6日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成20年8月6日）の写し、訓告書（平成20年8月6日）の写しおよび通知書（平成20年8月6日付け義教秘第189号）の写し	公開		
11	(1) 事故報告書（平成20年3月10日）	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長の氏名および個人印の印影ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称およびその職員の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名および年齢 ・女性の氏名、住所および職名	下記理由
	(2) 事故報告書（平成20年3月13日付け教学秘第112-1号）	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長および教頭の氏名ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称およびその教育長の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名および年齢 ・女性の氏名および職名	下記理由
	(3) 訓告書（平成21年3月30日）の写しおよび通知書（平成21年3月30日付け義教秘第75号）の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校、当該学校を所管する教育委員会の名称および過去の勤務先の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・女性の氏名および職名	下記理由
12	懲戒処分書（平成21年7月24日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成21年7月24日）の写しおよび通知書（平成21年7月24日付け義教秘第152号）の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校、当該学校を所管する教育委員会の名称および過去の勤務先の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・女性の氏名および年齢 ・処分を受けた教諭が提起された裁判に係る第一審ならびに控訴審の管轄裁判所名、判決日および判決内容 ・処分を受けた教諭の勤務する学校を所管する教育委員会の名称	下記理由
13	(1) 職員事故発生届（平成23年5月31日付け〇〇第315号）	一部公開	・文書記号の一部 ・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長の氏名および印影ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称 ・処分を受けた教諭の氏名、年齢および休暇に関する情報 ・児童の所属する学年および組 ・事情聴取の場所	下記理由
	(2) 事故報告書（平成23年6月2日付け教学秘第21号）	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称およびその教育長の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名および年齢 ・児童の所属する学年および組	下記理由

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
13	(3) 訓告書(平成23年8月10日)の写しおよび通知書(平成23年8月10日付け義教秘第180号)の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長の氏名および当該学校を所管する教育委員会の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・児童の所属する学年	下記理由
14	(1) 職員の事件発生報告(違反行為) (平成24年12月6日付け越教学発001227号、武二中第1674号および武五中発第945号)	一部公開	・処分を受けた非常勤講師の住所	下記理由
	(2) 職員事故発生届 (平成24年12月6日付け南教発第1506号および河野中発65号)	公開		
	(3) 池田中学校非常勤講師久野弘二の不祥事に関する報告 (平成24年12月7日付け池教第1924号)	公開		
	(4) 職員不祥事発生届 (平成24年12月7日付け池田中発第71号)	公開		
	(5) 懲戒処分書(平成24年12月21日)の写し、懲戒処分事由説明書(平成24年12月21日)の写しおよび通知書(平成24年12月21日付け義教秘第365号)の写し	公開		
15	懲戒処分書(平成25年8月20日)の写し、懲戒処分事由説明書(平成25年8月20日)の写し、訓告書(平成25年8月20日)の写しおよび通知書(平成25年8月20日付け高教秘第3377号)の写し	公開		
16	(1) 不祥事に関する報告 (平成26年2月27日)	一部公開	・処分を受けた非常勤講師の勤務する学校の名称、その校長の氏名および印影ならびにその教頭の氏名 ・警部補以下の警察職員の氏名 ・生徒の氏名ならびに所属する学年および組 ・被害届が出された警察署の名称	下記理由
	(2) 懲戒処分書(平成26年3月20日)の写し、懲戒処分事由説明書(平成26年3月20日)の写し、訓告書(平成26年3月20日)の写しおよび通知書(平成26年3月20日付け高教秘第3254号)の写し	一部公開	・処分を受けた非常勤講師の勤務する学校の名称ならびにその校長および教頭の氏名	下記理由
17	(1) 教職員による不祥事報告書 (平成27年6月13日付け春江中発第29号)	公開		
	(2) 職員の不祥事について(報告) (平成27年6月15日付け坂教学発422号)	公開		

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
17	(3) 懲戒処分書（平成27年7月8日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成27年7月8日）の写し、訓告書（平成27年7月8日）の写しおよび通知書（平成27年7月8日付け教振第1106号）の写し	公開		
18	懲戒処分書（平成28年12月28日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成28年12月28日）の写し、訓告書（平成28年12月28日）の写しおよび通知書（平成28年12月28日付け教政秘第1084号）の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その施設の名称ならびにその校長および教頭の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名	下記理由
19	懲戒処分書（平成30年12月27日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成30年12月27日）の写しおよび通知書（平成30年12月27日付け教政秘第1120号）の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長および教頭の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名	下記理由
20	懲戒処分書（平成31年2月1日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成31年2月1日）の写し、訓告書（平成31年2月1日）の写しおよび通知書（平成31年2月1日付け教政秘第1009号）の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称ならびにその校長および教頭の氏名 ・処分を受けた教諭の氏名 ・当時の校長ならびに教頭の氏名およびその勤務先の名称	下記理由
21	(1) 教職員の不祥事(わいせつ行為)に関する報告書（平成31年1月4日付け学第1178号）	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、当該学校を所管する教育委員会の名称ならびにその教育長の氏名および印影 ・処分を受けた教諭の氏名、採用年月日、生年月日、年齢および住所 ・生徒の通学する学校の名称、卒業した学校の名称、卒業年度ならびに住所	下記理由
	(2) 懲戒処分書（平成31年2月1日）の写し、懲戒処分事由説明書（平成31年2月1日）の写し、訓告書（平成31年2月1日）の写しおよび通知書（平成31年2月1日付け教政秘第1010号）の写し	一部公開	・処分を受けた教諭の勤務する学校の名称、その校長および教頭の氏名ならびに当該学校を所管する教育委員会の名称 ・処分を受けた教諭の氏名 ・当時の校長の氏名およびその勤務先の名称	下記理由

<公開しない理由>

理由：条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和元年11月20日、本件処分の取消しを求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和2年1月28日付け教政第45号および学振第8006号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書、意見書および当審査会での意見聴取で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

条例の前文や第1条に定める県の説明責務を全うし、公正で透明性の高い県政を実現するという情報公開制度の目的から、学校情報の原則公開という考え方の正当性は明白といえる。

公文書管理法は公文書が国民のための文書である旨を定めており、公文書の適切な作成・保存は、民主的な社会運用に必要不可欠であり、改ざんや隠蔽は私達の日常生活に負の影響を及ぼす元凶であることから、知る権利に基づく情報へのアクセスがきちんと保障される必要がある。

市民の「知る権利」を保障し、市民参加を積極的に促進するために、原則公開の例外としての適用除外情報については、必要最低限の範囲にとどめ、出来るだけ具体的かつ限定的に明示すべきである。

人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、公開情報として定められており（条例第7条第1号ただし書口）、情報公開の徹底は、県民に対して、子どもたちが被害に遭わないための対策材料を提供するという意味だけでなく、社会防衛として性暴力行使の背景、具体的状況を知り、校長や教職員に対して一定の緊張関係（責任意識や重罪である認識の喚起）を生むことにもなり、性暴力教員横行の基本的な抑止力になる。

教育行政機関は、性暴力教員の非公開部分を公開すると、被害者が識別できると主張するが、たとえ教員の学校名・氏名・年齢・心情・経歴等が公開されても、「被害者が識別され得る」「被害者のプライバシーの侵害につながる」とまではいえず、「被害者のプライバシーに属する」としても、それ以上に性犯罪防止・抑止と被害者第一の観点に立ち、再犯性・常習性・依存性につながる犯罪であるとの強い認識に立ち、被害者のプライバシーに対する合理的な制約を認めなければならない。

「特定の個人を識別すること」を逆手にとり、被害者・保護者は他人に知られたくないものと思っている事が大前提だが、被害者側はそう思っていない方々が多く、事実・真実を明らかにする為、実名公表で公正な判断・処分を願っている。

学校における「閉鎖性・秘密性・独善性」が県民から指摘・批判されている今日、報告書の作成手続の適正なあり方だけでなく、当事者である被害者やその保護者の心情を深く受け止め、真摯な立場から条例の理念と諸原則に則って、被害者およびその保護者の氏名以外の非公開部分の公開を求める。

学校を小児性犯罪者の温床にしないためにも保護者や県民は、教員名や学校名、状況を知る権利があり、加害者教員関係情報は危機管理情報として最重要で全部公開は必須である。

一見軽そうに見える事案でも、依存性が高くエスカレートしていく事例もあり、たまたま明るみに出た事案から年数が経過したとしても余罪があることも考えられるので、それぞれの事案の重大性の違いや時間の経過によって、教員の情報の公開の必要性は変わらない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第1号について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第1号は、一定の場合を除き非公開情報としている。これは、個人のプライバシーその他の正当な権利利益を保護する趣旨で設けられたものであり、個人のプライバシーが最大限に保護されるよう、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは、プライバシーに該当するか否かの判断を行わずに原則として公開しないこととしている。その上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないものや個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものを、本号ただし書で例外的に非公開情報から除いている。

2 被害者等に関する情報について

(1) 審査請求人が公開を求めない被害者およびその保護者の氏名以外の非公開とした情報のうち、被害者の住所や生年月日、その家族の生年月日、PTA会長の氏名、警部補以下の警察職員の氏名等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報として、条例第7条第1号に該当する。

(2) 被害者の年齢、所属する学年、組、部活動の名称、職名、家族の職業等は、直接的に特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、わいせつ行為を受けた被害者個人を識別することを可能とする情報であることから、同号に該当し、非公開としている。

照合の対象となる「他の情報」については、本件対象公文書に記載された情報の性質や記載内容等に応じて、個別具体的に判断すべきである。

本件対象公文書に記載されているわいせつ行為事案は、被害者にとって、直接的な被害のみならず、心にも大きな深い傷を与えるものであり、被害者が特定されることにより、被害者の人格的利益が著しく侵害され、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

したがって、被害者のプライバシーを確実に保護する必要があることから、被害者と同じ学級や部活動に所属する児童生徒、その保護者、わいせつ行為事案が発生した学校の教職員、当該学校の地域住民等の特定の立場にある者（以下「学校関係者等」という。）が有する情報または入手し得る情報も「他の情報」に該当し、当該情報との照合の結果、被害者を特定し得る可能性が否定できない。

- (3) 文書番号5(1)の被害者の小学校在学中の状況については、当該情報から特定の個人を識別できるとは言えないものの、被害者の小学校在学当時の生活態度や学業等の評価に係る内容であり、個人の人格権と密接に関わる情報と考えられるため、同号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

3 処分を受けた教員等に関する情報について

- (1) 非公開とした情報のうち、処分を受けた教員の氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるが、条例第7条第1号ただし書のハにおいて、公務員等の職務の遂行に係る情報であるときは、その職、氏名が非公開情報から除外されていることからすれば、懲戒処分等の原因行為であるわいせつ行為は、教員の職務遂行の過程で発生したものであり、そのような情報は公務員等の職務に関する情報として基本的には公開すべきものと言える。

しかし、当該教員の氏名が公開された場合、上記2(2)で述べたとおり、学校関係者等が有する情報または入手し得る情報と照合することによって、わいせつ行為を受けた被害者が識別される可能性が否定できない。

また、本件対象公文書にはわいせつ行為を行った教員が具体的にどのような懲戒処分等を受けたかについて記載されており、この公務員が懲戒処分等を受けたという情報は、公務遂行等に関して非違行為があったことを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、その氏名を公開することにより、当該教員の私生活上の権利利益を不当に害するおそれがある。

したがって、処分を受けた教員の氏名は、同号の非公開情報に該当し、また、同号に列挙された除外情報のいずれにも該当しないことから非公開としている。

ただし、当時の報道発表により既に教員の氏名を公表している場合は公開としている。

- (2) 当該教員の生年月日および住所は、同様に同号の非公開情報に該当し、当該教員の私事に関する情報であって、職務遂行に係る情報ではないことから、同号に列挙された除外情報のいずれにも該当しないとして、非公開としている。
- (3) 当該教員の年齢、勤務する学校の名称、家族に関する情報、事案発生場所等については、個人に関する情報ではあるものの、それだけでは特定の個人が識別され得るものではない。しかし、これらの情報を公開した場合、当該教員の氏名と同様に、学校関係者等が有する情報または入手し得る情報と照合することによって、わいせつ行為を受けた被害者が識別される可能性が否定できないため、同号に該当するものとして、これらの情報を非公開としている。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書に記載された情報が、条例第7条第1号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分のうち、被害者およびその保護者の氏名以外の公開を求めていることから、以下、当該部分に係る非公開情報の該当性について検討する。

2 被害者等に関する情報について

(1) 条例第7条第1号前段の該当性について

条例第7条第1号前段は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は、個人情報として公開しないと定めている。

被害者等の情報のうち、当該被害者およびその家族の生年月日ならびに住所およびその特定につながる現場附近見取図については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報として、同号前段に該当する。

また、被害者の所属する学級や部活動等、直接的に特定の個人を識別することができない情報については、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報かどうかにより、同号前段の該当性を判断する。

そして、照合の対象となる「他の情報」については、県政の遂行状況等を県民に説明する責務を全うし、県民の知る権利の実現に寄与するという情報公開制度の趣旨・目的と、公開することにより害される権利利益の保護との利益衡量の観点から、公開請求の対象となっている文書に記載された情報の性質や記載内容等に応じて、個別具体的に検討するのが相当である。

この点、当該個人または当該事案に関わる情報をもともと保有している者あるいはそのような情報を入手しやすい状況にある等特定の立場にある者がその情報を入手することを想定して当該個人を特定し得るかどうかを常に判断するとすれば、非公開の範囲が無限に広がりかねず、ひいては情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当でない。

そこで、原則としては、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合により判断すべきであるが、特定の個人が識別されることにより、当該個人の人格的利益が著しく侵害され、社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は、当該個人に対し特定の立場にある者が入手し得る情報との照合により当該個人を特定し得るかどうかを判断すべきである。

本件対象公文書に記載されているわいせつ行為事案は、仮に被害者が特定された場合、当該被害者は直接的な被害を受けた上に、さらに好奇の目にさらされる等により心に深い傷を負い、特に被害者が児童生徒である場合には、周囲への不信を募らせ人

間関係を構築する上で支障を生じたり、自己肯定感を喪失する等、当該被害者の人格的利益が著しく侵害され、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性があることは無視できない。

以上の考え方に立ち、本件については、学校関係者等のような特定の立場にある者が有する情報と照合することにより、当該被害者を識別することが可能と認められるかどうかを判断すると、本件対象公文書に記載されている被害者等に関する情報のうち、学校名、その特定につながる文書記号の一部および当該学校の校長の氏名等、部活動名およびその特定につながる部分、部活動での役割、学年、学級、職名、年齢、卒業年度、その家族の年齢、職業および勤務先ならびに事案発生場所およびその所在地については、当該被害者を識別することは相当程度の確実性をもって可能と認められる。

よって、被害者等に関する、直接的に特定の個人を識別することができない情報については、いずれも同号前段に該当する。

(2) 条例第7条第1号後段の該当性について

条例第7条第1号後段は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、個人情報として公開しないと定めている。

被害者等に関する情報のうち、文書番号5(1)の当該被害者の小学校在学中の状況については、当該被害者に関する生活態度や学業等の評価が記載されており、個人の人格権と密接に関わる情報と考えられる当該被害者の評価に係る情報であることから、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第7条第1号後段に該当する。

(3) 小括

以上より、被害者等に関する情報について、条例第7条第1号に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 加害教員に関する情報について

(1) 条例第7条第1号の該当性について

ア 同号前段の該当性について

加害教員の情報のうち、当該教員の氏名およびその特定につながる部分、生年月日、住所、家族構成ならびに家族および休暇等に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報として、同号前段に該当する。

また、加害教員の勤務する学校名や過去の勤務先等、直接的に特定の個人を識別することができない情報については、一般人を基準として、特定の個人を識別することが相当程度確実であるか否かにより判断すべきところ、加害教員の勤務する学校名およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等、担任歴、勤務歴、採用年度および採用年月日および加害教員以外の教員の氏名については、本件処分において既に公開されている部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該教員を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められるが、

加害教員の年齢、在職年数ならびに過去の勤務先の名称およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等については、当該教員を識別することが相当程度確実であるとまではいえない。

よって、加害教員の勤務する学校名およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等、担任歴、勤務歴、採用年度および採用年月日および加害教員以外の教員の氏名については、同号前段に該当し原則として非公開とすべきであるが、加害教員の年齢、在職年数ならびに過去の勤務先の名称およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等については、同号前段に該当せず原則として公開すべきである。

イ 同号ただし書ハの該当性について

同号ただし書ハは、個人情報の例外として、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分について、非公開情報から除いている。

教員によるわいせつ行為が、教育現場における教育指導等と関連がある場合、加害教員の懲戒処分等に係る情報以外の情報（懲戒処分等の前提となる事実に係る情報）は、同号ただし書ハの公務員等の職務の遂行に関する情報であると認められる。

ただし、当該行為が学校と関係のない者に対し行われる等、教育指導等と関連がない場合、当該情報は当該教員の職務遂行情報に該当しない。

よって、被害者が加害教員の勤務する学校と無関係の者である文書番号2および文書番号14に記載されている当該情報は、当該教員の職務遂行情報に該当しないが、文書番号2および文書番号14を除く本件対象公文書に記載されている当該情報は当該教員の職務遂行情報に該当する。

以上より、上記アで原則として非公開とすべきとした情報のうち、文書番号1、文書番号3から文書番号9まで、文書番号11から文書番号13まで、文書番号16および文書番号18から文書番号21までに記載されている加害教員の氏名およびその特定につながる部分、学校名およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等、年齢、担任歴、勤務歴、採用年度および採用年月日、在職年数、過去の勤務先の名称およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等ならびに加害教員以外の教員の氏名については、同号ただし書ハに該当することから、原則として公開すべきである。

ウ 同号ただし書ハ括弧書の該当性について

同号ただし書ハ括弧書は、公務員等の職および氏名を公にすると、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものについて、職務遂行情報から除いている。

本件対象公文書には加害教員が行ったわいせつ行為について調査・報告が行われたことを示す情報として、当該教員が受けた懲戒処分等の前提となる事実関係について具体的に記載されている。

当該教員にとって、自身が懲戒処分等を受けたことはもとより、その前提となる事実関係についても秘匿性の高い情報であり、時の経過とともに保護されるべき情報であることから、懲戒処分等から本件公開請求まで相当期間経過している場合、当該情報は、同号ただし書ハ括弧書に規定する公にすることにより当該教員の権利

利益を不当に害するおそれがある情報と認められる。

この点、審査請求人は、情報公開の徹底が性暴力の抑止につながるとして、特に経過年数を限らずに加害教員の氏名等の公開を求めているが、本件対象公文書のうち、報告書関係文書の本来の保存年限が5年であること等からすると、当審査会としては、本件に関しては少なくとも懲戒処分等から10年以上経過している場合、当該教員の権利利益の保護という点を考慮し、加害教員の氏名等について非公開にすべきと考える。

よって、上記アおよびイで原則として公開すべきとした情報のうち、文書番号1、文書番号3から文書番号9まで、文書番号11および文書番号12に記載されている、加害教員の氏名およびその特定につながる部分、学校名およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等、年齢、担任歴、勤務歴、採用年度、在職年数、過去の勤務先の名称およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等ならびに加害教員以外の教員の氏名については、懲戒処分等から本件公開請求まで10年以上経過しており、公にすることにより当該教員の権利利益を不当に害するおそれがある情報に該当することから、非公開とすべきである。

エ 加害教員に関する情報を公開することによる被害者の識別可能性について

加害教員に関する情報は、同時に、被害者の特定につながり得る被害者の個人情報という側面も有しているため、上記アからウにおいて原則として公開すべきとした情報については被害者の識別可能性についても検討する。

この点、実施機関が、被害者の特定につながることを理由に加害教員に関する情報を非公開としていることに対し、審査請求人は「被害者の多くは実名公表で公正な判断・処分を願っている」と主張する。しかし、前述のとおり、本件対象公文書の記載内容の性質上、被害者保護の観点から、被害者の識別可能性については厳格に判断する必要がある。

まず、アにより原則として公開とした文書番号2に記載されている加害教員の年齢、在職年数ならびに過去の勤務先の名称およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等については、当該被害者に対し特定の立場にある者が有する情報と照合することにより、当該被害者を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められる。

次に、イおよびウにより原則として公開とした文書番号13、文書番号16および文書番号18から文書番号21までに記載されている加害教員の氏名、年齢、採用年月日ならびに学校名およびその特定につながる当該学校の校長の氏名等については、当該被害者に対し特定の立場にある者が有する情報と照合することにより、当該被害者を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められる。

よって、これらの情報は同号前段に該当することから、非公開とすべきである。

(2) 小括

以上より、加害教員に関する情報について、条例第7条第1号に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 その他の情報について

文書番号3(2)のPTA会長の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報として、条例第7条第1号前段に該当する。

また、文書番号16(1)の警部補以下の警察職員の氏名については、同号ただし書ハ括弧書に規定する公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係る情報に該当する。

5 結論

以上のことから、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

6 付言

(1) 本件処分において、実施機関は、加害教員の氏名等のうち、過去の報道発表時に公表しているものについては、当該事実を根拠に公開している。しかし、本来、公開・非公開については、条例に定める要件の該当性の有無により判断すべきものであることを当審査会として付言しておく。

(2) 教育公務員である教員による性暴力が決して許されるものでないことは言うまでもなく、当審査会としても審査請求人が主張する性暴力の根絶について異論を差しはさむものではない。しかし、情報公開制度の運用によりその抑止効果を求めることには限界があると言わざるを得ない。

現在、教育職員免許法の改正等、教員による性暴力根絶に向けた議論が重ねられている。当審査会としても、関係機関によるこうした検討が早急に進み、児童生徒が安心して教育を受けられる環境が一日でも早く実現されるよう望むものである。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2年 1月 28日	・ 諮問書の受理
令和 2年 2月 20日	・ 審議（第1回）
令和 2年 5月 27日	・ 審議（第2回）
令和 2年 6月 26日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審査請求人からの意見聴取 ・ 審議（第3回）
令和 2年 7月 31日	・ 審議（第4回）
令和 2年 9月 4日	・ 審議（第5回）
令和 2年 9月 25日	・ 審議（第6回）
令和 2年 10月 15日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
内 川 毅 彦	会 長
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
前 田 清 作	